

2009年度の春闘要求について、2月6日、阪学労・教育合同双方による協議を行なった。その結果、現在の労働者のおかれている状況を踏まえて、さらに春闘要求を深め、日常的たたかいの内容とリンクさせるべく、新たな試みを行なうこととなった。まず、従来の両組合統一様式のアンケート調査に基づいて春闘要求を決定させるのではなく、双方の組合が要求書案を分担して作成し、それを一本化することとした。その過程で、賃金・一時金に関する具体的な数字での要求は姿を消した。

さらに、労働者全体を取り巻く昨今の状況を踏まえ、労働組合としてのメッセージを全面に押し出す形で要求書を作成することとなった。

阪学労・教育合同は、以下の春闘要求を掲げて、2009春闘を全組合員の力で闘い抜く。

2009年度春闘要求書（案）

はじめに

新自由主義・市場原理主義に基づく「小泉改革」「規制緩和政策」が、多くの差別と格差の拡大を生んできたことが、ようやく社会問題となりつつあった矢先、アメリカのサブプライムローンの破綻に端を発した「世界同時不況」は、就職内定の取り消しに始まり、派遣切り・雇止めと続き、正社員の解雇まで及んでいる。その間、資本家・企業家のモラルのなさ、政治家の無能無策振りが明らかになるばかりで、首を切られた労働者は、救済されることなく生存権の危機に瀕している。

大阪府においても小泉元首相の「三位一体改革」による歳入の落ち込みに加えて、長引く不況による税収減が自治体財政を厳しくしているが、橋下知事は、先述の資本家・企業家あるいは国の政治家と変わらず、労働者の賃金を失策の穴埋めに使い、福祉と教育を切り下げ、ついには、年収100万程度の低賃金で雇ってきた教務事務補助員等340名余りを2008年度末に解雇すると宣言した。労働行政で規範を示すべき大阪府が、率先して労働者の首切りを実行しようとしているのだ。

一方では、相変わらずの上級幹部職員優遇の給与制度を維持しつつ、他方で臨時職員を含む全ての職員の賃金カットを強行し、加えて人事査定制度をもって一般職員間にも差別と格差を増大させ、職場を荒廃させている。

我々は、橋下知事が進める府民や労働者に犠牲を強いる「弱い者いじめ」の大阪府政を認めるわけにはいかない。我々は、大阪府に働く全ての労働者の雇用の確保と、差別賃金の打破を求め以下の要求を行なう。

賃金に関して

07年度実施の「給与構造改革」による総賃金抑制政策と、連続する一時金カット、月例給与のカットの強行により我々の給与は、全国最低水準にまで引き下げられた。また、同一価値労働を課しながら、正規と非正規との間に歴然と差別賃金を生じさせている。したがって、以下の要求に応じること。

1. 一時金、月例給与のカットを止め、07年度の「給与構造改革」以前の給与水準に戻すこと。また、一時金の役職段階別加算を廃止すること。

2. 「評価・育成システム」の一時金、昇給への反映を止めること。昇給は、従来の普通昇給・特別昇給の形で実施すること。
3. 「評価・育成システム」の評価結果の分布率を次の項目について明らかにすること。
 - ・男女別
 - ・職種別
 - ・年代別（20代、30代、40代、50代、60代）
4. 教育職給料表の「特2級」を廃止すること。
5. 常勤講師の一時金は、基準日主義をやめ労働日数に応じて支給すること。
6. 事務職員・栄養職員の時間外勤務手当6%相当分を本俸化すること。また、教員を含め労働基準法通りの時間外勤務手当を支給すること。
7. 退職手当のカットをやめること。調整額を廃止し「給与構造改革」以前の退職手当制度に戻すこと。
8. 育児休業中の賃金を全額保障すること。
9. 臨時講師・職員の賃金にかかわって
 - 臨時講師の賃金を2級に格付けすること。
 - 最高号給の頭打ちをなくすこと。
 - 昇給制度を導入すること。
 - 給料月額決定にあたり経験年数を割り引かないこと（職員の給料に関する規則13条の4に準ずること）。
 - 空き期間に賃金を保障すること。
10. 諸手当について支給率・額・基準等を改善すること。
11. 主任手当を廃止すること。
12. 非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・教育専門員・非常勤補助員にかかわって
 - 非常勤講師の賃金算定方法を「週1コマあたり時間単価」制に改悪しないこと。
 - 非常勤（若年）特別嘱託員の賃金を2002年度水準に戻すこと。教育専門員の賃金を制度導入時水準に戻すこと。
 - 非常勤職員の雇用を保障し、これまでと同等以上の賃金を支給すること。
 - 非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・教育専門員・非常勤職員に正規職員と同率の年間一時金を支給すること。
 - 非常勤講師・非常勤（若年）特別嘱託員・教育専門員・非常勤職員に退職金を支給すること。
 - 時間外労働に対して時間外勤務手当を支給すること。
 - 交通費を実費支給すること。

労働条件の改善に関して

1. 教務事務補助員・実習助手削減代替非常勤補助員・校務員削減代替非常勤補助員の08年度末解雇を止めること。
2. 現任する講師を優先して継続雇用すること。
3. 長期休業中に病休講師を解雇しないこと。
4. 事務職員の配置は標準法を遵守すること。
5. 非常勤講師・職員にも大阪府が直接福利厚生事業を実施すること。
6. 義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元するよう国に働きかけること。

以上